

業務仕様書

1 件名

ジオストーリーから見た神戸の魅力プロモーション業務

2 委託契約期間

令和6年10月1日（予定）から令和7年3月31日まで

3 事業の目的

- ・ 本市では神戸空港の国際化を契機として、さらなるインバウンド施策の強化や神戸の食・地場産業の振興につなげていくことを目指しており、積極的な国際プロモーションにより神戸の魅力の世界に発信していくことが重要であると考えている。
- ・ ただし、従来行われてきたような画一的なプロモーションでは神戸市の認知度向上に限界があることから、ターゲットを明確化するとともに、新たな切り口から神戸の多様な魅力を発信することで、効果的な観光誘客を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) プロモーションのターゲット

本業務では、ターゲットを下記に絞ったプロモーションを行うものとする。

【ターゲット】

- ・ 欧米豪の英語圏に在住する、40・50代
- ・ Educated Travelers（旅慣れて成熟した旅行者）、
パッケージ旅行ではなく1～3人での個人旅行者
- ・ 一回の旅行での日本滞在期間は2～3週間、予算は数十万円

(2) 業務内容

① PR活動

- ・ 受託者が有するネットワークを活かし、欧米豪を中心とした海外メディアにアプローチすることによりメディア露出を図ること。
- ・ 具体的には、欧米豪のメディア担当者に対して、商談会やイベント、ニュースレター配信等によりコンタクト活動を行う。または、メディア招聘ツアーなどにより取材を誘致し、神戸の観光が記事等に取り上げられるよう働きかけを行う。
- ・ 活動にあたっては神戸市が提供する動画（*）を活用し、神戸及び周辺地域の地質的な歴史や特徴等（ジオストーリー）と観光資源を掛け合わせた切り口からのPRを行うこと。

（*）動画は【有馬編】【食編】の2種類と、1分程度のダイジェスト版があります。

【有馬編】 <https://www.youtube.com/watch?v=PpuxILlvXV0>

【食編】 <https://www.youtube.com/watch?v=pp9zmoGxEEk>

※受託者には mp4 データで提供が可能です。

※動画の内容や背景の説明、取り上げているスポットの詳細、その他必要な情報は、受託者からの求めに応じて神戸市より提供します。

② 効果検証

- ・ 本業務の効果検証を行い、報告すること。
- ・ 検証方法は①PR 活動の内容によって異なるため、受託者の提案に基づき決定する。

③ 実施報告書

契約期間の終了日までに、以下に掲げる事項について実施報告書を提出すること。

- ア) メディアとのコンタクト状況及び内容（メディアの反応、意見等）
- イ) 露出記事等の実績
- ウ) 効果検証の結果
- エ) その他、業務内容が分かるもの

5 契約方法・支払方法

- ・ 総価契約
- ・ 業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。
ただし、必要がある場合は、契約金額の2分の1以内の額を前金払で支払うことができる。
- ・ 前金払を行った場合、受託者は業務完了後に精算報告書を提出するものとし、神戸市は報告書を検査の上精算を行う。精算の結果、前金払を受けた金額に余剰金を生じたときは、神戸市の定める期日までにこれを返還すること。

6 業務実施体制

- ・ 本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- ・ 業務全体を統括する業務責任者を置き、本市に通知すること。
- ・ 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。以下、再委託という）してはならない。また、神戸市は、業務の全部又は大部分についての一括した再委託は承諾しないものとする。

7 その他の条件

- ・ 契約の締結にあたり、神戸市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- ・ 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。
- ・ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、第三者に漏洩してはならない。ただし、神戸市の事前の了解を得た上で関係者に情報提供することができる。
- ・ 神戸市の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ遵守特記事項を遵守すること。内

容は以下 URL を参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・ 受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守した上で本業務を実施するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、神戸市、受託者双方が協議の上決定する。また、疑義が生じた場合は、神戸市、受託者双方が協議をして、これを処理すること。